

Title	一八三〇年前後のアメリカに於ける労働階級の政治運動
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1927
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.21, No.9 (1927. 9) ,p.1111(1)- 1170(60)
JaLC DOI	10.14991/001.19270901-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270901-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19270901-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

各病院眼科  
諸大醫御用



慶應義塾大學  
病院眼科御指定

正 確 ナ ル 眼 鏡

# 清野眼鏡店

東京市四谷區麴町三十三丁目  
電話四谷四五四三番

## 成人

九月號 第三卷 第一號

- △普選と成人教育
- △政治生活の變遷と國家思想
- △夫の貞操義務を認めた判決
- △普通選舉
- △人口學說と經濟思想
- △小説の讀み方
- △日光療法
- △親鸞聖人と日蓮上人
- △米國ボツスの話
- △府縣會議員の選舉
- △鳩の生活
- △道學先生の旅
- △人としてのミル
- △垢抜けのするまで

日本成人教育協會發行  
定價金 廿五 錢

東京市麻布區本村町十八

大岡山書店

振替口座東京六四九五二番

### 三田學會雜誌 第二十一卷 第九號

#### 一八三〇年前後のアメリカに於ける 勞働階級の政治運動

園 乾 治

##### 一、ニュー・ヨークに於ける勞働政黨

フィラデルフィアに於ける勞働者の政治運動の開始せられたる後二年にして  
 ニュー・ヨークに於ても同じ運動が開始せられた。而してニュー・ヨークに於ける  
 運動の直接の動機は是又フィラデルフィアに於けると同じく十時間勞働の問題  
 であるが、其異なるところはフィラデルフィアに於ては勞働者が攻勢的であつたに  
 反してニュー・ヨークに於ては既に十時間勞働が實行せられて居たから彼等の活  
 動は防衛的であつた。又フィラデルフィアに於ては組合聯合の中間時代があつ

第二十一卷

(一一二二)

一八三〇年前後のアメリカに於ける勞働階級の政治運動

第九號

一

たがニューヨークに於ては斯る時代を經過せずして直に政治運動に突入したのであつた。(フィラデルフィアに於ける労働者の政治運動に就ては拙稿労働階級の覺醒とフィラデルフィアに於ける政治運動(本誌第二十一卷第四號所載)を参照せられむことを望む)。

ニューヨークに於ける政治運動の特色は第一に其急進的なること、内部の輓軋より結果せる暴行を伴へること、第二に州内の他の部分より援助を受けたること、に在つた。労働政黨は其結黨後、期年ならずして所謂土地均分問題と教育に關する州の後見問題に關聯して分裂すること二回に及び、一八三〇年の中頃に於てはニューヨークに三個の政治團體があつて、何れも眞の「元祖」の労働政黨であると言ふ看板争をして居た。而してニューヨークの政治運動は州内の各地に傳播し、ニューヨークよりオルバニーへ、オルバニーよりバファローへ及び、其州大會は州知事及び副知事の候補者を指名した。而して斯の如き政治運動に参加せる者はニューヨークに於ては職工及び其他の労働者であつたが、其他の多くの土地に於ては農民も亦此内に包括せられたのであつた。

偕てニューヨークに於ける政治運動の背景及び動因は奈邊に在つたか。それは明に經濟的搾取並に不平等なる公民權に對する抗議であつた。就中、最も多く問題となつたのは後者即ち政治上の不平等で、政治上の事項に就て眞の民主主義の缺如せること、立法に際して貧者の利害よりも富者の利害を考慮することの大なること、貴族階級及び生産階級の代表者の選出が不公平なりしこと——總て是等の實際上の問題は、獨立宣言の原則を自明の且つ根本の眞理であると思はれる人々に取りては憤懣に堪えぬものであると思はれたのである。ニューヨークの労働者の信ずる處に據れば、問題は主に不平等なる立法に在りせられる。「生産階級の利害は賢明にして深慮ある立法者の第一に留意すべき重要な對象である」。然も彼等は、是等の利害が等閑に附せられ、州内に於ける富裕階級及び貴族階級の利害が考慮せらるゝこと大なるを見て吃驚し戒心すべきこととなしてゐる。而して彼等は、彼等の利害が等閑に附せらるゝ原因を公職特に州の立法部に於ける代表者の候補者が名門或は富裕であると思像せられる階級より擧げられ、從つて吾等に服従を強請する立法に當つて最も多數を占むる労働階級が何等の發言

権を有しないことに歸してゐる。既成政黨と政治家が労働階級の利害を代表せざるものとすれば、之が改善策は労働者が自己の政黨を組織するに在ることは當然である。ニューヨーク市の一労働新聞は労働者を激励して曰く「貴下の革命時代の祖先は殆んど普遍なる選舉權を保障する政體を確保して呉れた。……貴下が自由人の權利を有するとせば、從來之を奴隸の恩典の如くに行使してゐたのである。……惰眠より醒めよ。而して一七七六年の英雄等が生命、財産及び名譽を賭して贏得たるものを貴下が繼承するに足らぬことを世界に曝露して彼等の偉績を汚損してはならぬ」と。(Commons and Associates, History of Labour in the United States, pp. 231-233)。

ニューヨークの政治運動がフィラデルフィアの運動と類似せる他の點は獨立労働者に對する態度である。ニューヨーク市に於て始めて開催せられた候補者指名の大會は「自己の労働に依つて生活するあらゆる市民諸君」の出席を歓迎すと言ひ、更に其大會の決議は「貴族又は權勢によつて指名せられたる者は多數の民衆の爲の立法者とすることに適しない」と宣せられた。然し此内に獨立労働者又は傭主

は包含せられないのである。ジョージ・デ・ヘンリー・エバンスは後に労働政黨が樹立せられた當初に於ては之が指揮權は常に職工の掌中に收め、多數の職工を使備する親方が重要な地位を占むることを許さざる企が行れたことを述べてゐる。拘之、該政黨の窮極の目的は單に一階級のみありて天然の然らしむる以外に何等不平等の存しない状態を徐々に平和の裡に出現せしむることに資するに在つたと言はれて居る。

最初のニューヨークに於ける職工の大會は一八二九年四月二十三日に開催せられ、一日十時間以上の労働を強制せんとする企に反對する目的を以て召集せられたのであつた。職工は既に永續せる就業の缺如せる爲に苦しみ且つ労働時間の増加は失業を増加せしむるであらうと信じてゐた。而して之が爲に彼等はストライキを決行しやうとしたのであるが、トーマス・スキドモアの提案によつて十時間労働の問題のみならず總ての人の財産に對する權利を確保する占有の本質に就ても決議を行ふことゝなした。蓋し之によりて「貴族的反對者」は危険なる問題を更に進んで討議することを止めしめんが爲に、其十一時間労働に關する要

求を放棄することに立到るであらうとスキドモアーは主張してゐる。而して四月二十三日に開催せられた大會に於ては第一に十時間の熱心忠實なる労働は傭主が一日の労働時間として受け又は要求すべき十分なる時間であり且つ技工、職工又は労働者が與ふべき十分なる時間であること。第二に總ての人は社會に於ける多數の同意によつて財産を保有し、多數の者は全然財産を有しない、彼等は自然の状態に於ては他の者と同等の権利を有すべきを放棄した、彼等は之が代償として労働の手段によりて他の者と等しく快適なる生活資料を享有すべき権利があること。第三に就業を與ふる權能ある者が斯る業務を引上げ又は過度の勞苦を遂ぐるが如き方法及び正當なる報酬を與へざる價格とを以て就業せしむるならば、彼等は社會の第一の法則に背反するものであること。第四に現在ニューヨーク市其他各地に於て行れつゝある時間制度は十分であること。第五に此規定に反する傭主の爲に労働せざるべきことを決議した。此大會の出席者数は傳ふる處によれば相應多數に上つたらしいが、更に五日の後即ち四月二十八日に開催せられた他の大會はニューヨーク未曾有の最大の集會で、出席者は五千乃至六

千と推算せられ、「入場し得ざる者街路に堵をなした」と言はれてゐる。而して此第二の集會に於ては前回同様一日十時間の正當にして且つ合理的な時間以上に労働せざることを決議し、五十名の委員會を組織して反則者に備へることとした。然し乍ら此委員會は其任務が閑散であつたから幾何も無くスキドモアーの指導の下に政治上の綱領及び事業の計畫を作成することに注意を向けることとなつたのである。

スキドモアーは機械工を職とせる者であるがトーマス・ペインの感化を受けた辯證論者であつて、彼の計畫はペインの「土地正義」(Agrarian Justice as Opposed to Agrarian Law and to Agrarian Monopoly, London, 1797)に類似せるが爲であらう間もなく「土地均分主義」(agrarianism)として知らるゝに至つたのであるが、當時彼は「財産に對する人の權利」(The Right of Man to Property: Being a Proposition to make it Equal among the Adults of the Present Generation: and to Provide for its Equal Transmission to Every Individual of Each Succeeding Generation, on Arriving at the Age of Maturity)と命名したる一書を起草中であつた。(此書は一八二九年八月十三日版權を得、著者の爲にニューヨーク

市ビークマン街一〇六番地アレキサンダー・マイングに依て剝厥に附せられた。先人の思想を遡ればトーマス・ペインよりトーマス・スペンスに及ぶことが出来るであらう。彼の主要なる提案は、財産の分配の不平等が總ての社會の害惡を惹起すこと及び眞の平等なる基礎に立ちて總てをやり直す爲に平等の分配を行ふべきことであつて、之が爲に州内に於ける總ての債務と請求權との廢止をなす爲に州立法議會を召集するのである。而して此財産はスキドモア一の言ふ處に據れば自然の状態に於て公民各自に屬する權利を實質上社會の状態に於ても享有し得るやう總ての成年公民に分配せらるゝのである。ジョージ・ヘンリー・エバンスの記する處に據れば該提案は各種の全財産に對する現在の所有者の權利が即刻消滅し、現在の所有者より取上げたる州の全財産は國民的競賣に付せられ、其評價總額を州内に在る成年者の數に割當て、其割當部分(價值だけ各人は信用を授與せられ、州の競賣に於て之と同額の購買をなし得ることゝするに在つた(ジョージ・ヘンリー・エバンスは一八〇六年イングラントに生れ十四歳の時父及び其同胞フレデリック・ウィリアムと共にアメリカに移住し、間もなくニュー・ヨーク州イサカの

印刷業者の徒弟となり、其同胞と共にトーマス・ペイン等の著書を研究し之に心酔するに至つた。然し乍らフレデリック・ウィリアムは一八三〇年ニュー・ヨーク州マウント・レバノンにあるシェーカー共産團を訪ね、後に其傑出せる團員となつた。然るに一方ジョージ・デ・ヘンリーは終生其信念を渝へず、一八二九年ニュー・ヨークの「フーキング・マンズ・アドボケート」の主筆となり、後には土地改革に盡すに至つたのである)。(Commons, pp. 234-237; 522-535; Perlman, History of Trade Unionism in the United States, p. 13; Beard, A Short History of American Labor Movement, p. 43; Carlton, Organized Labor in American History, pp. 83-85)

純粹の政治的集會は一月十九日初めて前記の委員會によつて開催せられ、其處に於て長文報告書と數個の決議が附議せられたが、スキドモア一自身の筆に成ると言はれてゐる報告書は十時間労働の問題には觸れないで、貧窮の原因に關するスキドモア一を思想を可成詳しく述べ併せて概略ながら彼の救済策に就ても述べて居る。即ち「總て人類社會は極端に間違つて構成せられて居ること、州内に於ける政治の第一の要諦は土地の分配が尠く共各家族間に於て平等なるべきこと

である。土地財産の平等に關する規定が缺如してゐることから、總て貧富の差異と兩階級の區別が生ずるのである。故に成年に達したる際に財産の平等なる量を各人に與ふること及び之に先ちて公共の費用を以て食事、被服及び教育を提供することを拒否するが如き政府を根柢から(九字闕)したる後でなければ社會の大衆は現在苦しむつゝある害惡から救濟せられないことを報告書に述べてゐる。此集會に次で十月二十三日及び二十六日の兩日に又々集會が開催せられ下院議員の候補者が指名せられた。其指名には先づ二十二名を嚴選し、第二回の集會に於て是等の一々の名を小紙片に記し小箱に入れよく撻混せて所要の十一名を抽出した。斯くして當籤したる者は機械工二名、大工二名、印刷工一名、眞鍮鑄造工一名、ブリキ工一名、桶工一名、ペンキ工一名、乾物屋一名、醫師一名で、トーマス・スキドモア及びアレキサンダー・マイング(父)も其内に加へられた。而して別に州上院議員の候補者として二名が擧げられた。(Commons, p. 238)

選舉戦は短時日であつた。第一回の集會の後二週間、指名の後僅に一週間しかなかつた。而して短時日であればあるだけ一層競争を激烈ならしめたかの觀があつた。土地均分主義は一般に貧者の爲に富者を掠奪する計畫であると思惟せられ、邪宗徒として世間周知のフランシス・ライト及びロバート・デール・オーエンと關聯があることが一層世間の耳目を聳立せしめる原因となつた。此選舉戦には他に四派から候補者が擧げられたのであるが、タマニー派の機關紙の如きは殆んどヒステリーの論調を以て、文明社會を驚倒せしむる主義に依れる政黨があらゆるものを掃蕩しつゝあると攻撃してゐる。而して斯の如き熱狂にも拘らず、又は熱狂によりて労働者の指名せる候補者の中一名、大工を職とするエーベンザー・フォードが下院議員に當選し、又上院議員にも一名の當選者を得た。スキドモアとマイングの兩名は當選することは出来なかつたが、當選せるフォードの得票に比すれば僅少の差があつたに過ぎなかつた。(フランシス・ライトは高等の教育を受けた富裕なるスコットランド婦人で、始め一八一八年アメリカに渡來し一度歸國したるが更に數年を出ずしてアメリカ南部の港より上陸し、アメリカの自由に對する汚點たる奴隸制度を發見し、テネシー州に於てネグロの教育に従事したが、後年エュー・ハーモニー「ガゼット」の主筆となつた。エュー・ヨークに移りたる後に「フリ

「I・エンクワイヤラー」を改稱したる此新聞はアメリカに於ける社會上及び宗教上の急進主義の機關となつたのである。ライトは又非常に合理的な公衆講演をなしたのであるが現在に於てはアメリカに於ける婦人参政權論者として最もよく知られてゐる。ロバート・デール・オーエンはロバート・オーエンの長子で、アメリカを永住の地とし後年インディアナ州より國會議員に選出せられたことがある。(Commons, pp. 239-240; Perlman, p. 15; Beard p. 43; Carlton, pp. 171-173)

労働者は言ふ迄もなく非常に勇氣を得た。機關紙は選舉の結果は「吾等の合理的に期待し得る以上のことをなした。吾等は將來の勝利に對する路を開いた。……若し吾等の指名が今一週間早かつたなら、殆んど成功疑無かつたであらう」と記してゐる。而して此選舉の終ると間もなく次回の選舉に對する準備に着手し、一層有效なる團結及び指名方法に就て此時より二個月に亘る討論が行れ漸く二個の成案を得るに至つた。一は各區集會案であり他は總會案であり、エバンスは前者に、スキドモアーは後者に賛成してゐたが「五十名の委員會は初よりスキドモアーの説に傾いてゐた。然るに間もなく各區集會案による常任委員又は各區委

員の選出が開始せられるのを見た。それは第十一區より第八區に續いて他の區に順次及び總て八區又は九區に斯の如き委員の選出が行れたのであつた。何故に團結の問題に就て二派に分立せる行動が現れたか、其原因は即ちスキドモアーを中心とし之に委員會を併せたる一團の有する主義思想に對する反抗にある。多數の労働者はスキドモアーの財産分配の計畫に反對であつた。尤も反對はロバート・デール・オーエン及びジョージ・ヘンリー・エバンスの指揮する一派とオーエンの思想を恐怖し又憎惡せるノアック、ヘーリー・ジーン・ガイオン其他の指揮する一派とに分れた。ロバート・デール・オーエンは初よりスキドモアーの思想に反對して土地均分主義を含める決議が粗雑で、十分咀嚼せられず一瀉千里で可決せられたること自體既に労働者が知識ある友人から深慮ある介添を必要とすることを示すものであると論じ、又エバンスは土地均分とはスキドモアーの提案の如くするに非ずしてローマの本來の土地均分即ち彼の定義によればローマ人の間に征服して得たる總ての土地を分配することゝ大體に於て類似せる公有地の分配計畫を意味しなくてはならぬものであると非難したのである。(Commons, pp.

241-243; Ca rton, p. 86)

斯る内部の不和は一八二九年十二月二十九日に召集せられた集會に於て破裂した。即ち此集會は從來の委員會に解散を命じ之が代として各區の大會委員の提出せる團結計畫を採用することゝなつた。エバンスの記する處によれば會衆はクック等の準備せる演説及び決議が殆んど聽取れぬ程「團結計畫」に熱中し、スキドモアも當日出席したが演説することを阻止せられたと言ふことである。斯る集會の結果スキドモア指導の下に於て土地均分主義に賛成する者は別に一黨を組織するに至つた。而してスキドモアは一月早々少數の知人と共に「自分の手の労働によりて生活する者のみ」の集會を開催し、二月にも又同様の集會を開催し、別に其年春季スキドモアは數回に亘る講義を行つた。然し乍ら單に労働政黨に於ける限られたる少數者のみが夢想的政客トーマス・スキドモアの財産均分を十分に理解したに過ぎない。彼は急進的提案に加ふるに其不遜なる態度によりて労働運動界に於て多數の強敵を造らざるを得なかつた。個人の性格の問題を考慮外に置いて排斥を受けるのは勿論明瞭である。労働運動と洗練せ

られざる共産主義とを結合せんとする彼の企は其後數十年間労働運動に反對する者に好辭柄を提供した。然も一八三二年八月彼の長逝の報に接するや、論敵も亦彼の公明正大にして中正不偏なること及び貧者の権利の爲に敢然として闘争せる徳を承認しないでは居られなかつたと言ふ。(Commons, pp. 233-234)。

以上は十時間労働及び土地均分主義に關する問題であるが、次に教育に關する「州の後見(state-guardianship)の問題がある。

前述のスキドモア及び其一派が分離したるが爲に労働政黨の喪ふ處は極めて少數であつたのみならず他の方面では却て得る處があつた。而して委員會を解散せしめた十二月二十九日の集會の後間も無く各區に於て新しき總實行委員會の代表者の選任が始まり一月十五日に新委員會が成立した。委員の總數は七十名で内尠く共五十名は賃銀労働者たらずとするも技工であつた。而して此總實行委員會は毎週集會して熱心に各般の問題を討議し研究報告を重ねた。斯くの如くして表面は頗る平穩無事に萬事が進行してゐると思はれたのであるが、間もなく黨の内部には依然として二派の分立があつたことが明白になつた。勿論

其何れもスキドモアー及び其主張する土地均分主義に反對するものであるが、一方は教育に關する「州の後見」を熱心に主張し、他の一方は此思想并に提案者に極力反對した。

少年に對する「國費」による平等の食事、被服及び教育に關する要求は初め五十名の委員會の報告に上つたのであるが、此思想はスキドモアーの創成せる處に非ずしてペスタロッチの協力者エマヌエル・フォン・フェレンベルグの經營せるスイス・ホーフウィールの學校に於て教育を受けたロバート・デール・オーエンに出づるのである。彼は此教育法によつて個人の徳性と社會の進歩向上が期せられるとなし且つニュー・ハーモニーに於ける共產村の失敗は彼の父ロバート・オーエンが其同志が參加せる前に構成せる非社會的性質の重要性を看過せることを認め、斯る性質は合理的教育制度によりてのみ匡正し得るのであると信じてゐた。即ち彼自身「ホーフウィールの經驗と後年に於けるニュー・ハーモニーの失敗」に鑑みて所謂後見の制度なる新教育制度を主張するに至つたのである。而してオーエン一派の要求する處は子女に對し公費による平等の教育のみならず平等の食事及び被服を與ふる州立の學寮(Boarding school)を建設するに在つた。彼等は晝間の學校では頗る不完全であるとし是非學寮組織による必要を力説した。此制度に於ては初等學校は慈善的色彩を全く見ず、總ての人々が經費を負擔する國民學校となり、其處に於て教育せらるゝことは恥辱にあらずして名譽であるに至るであらうと言はれる。尙一つ此制度の特色とする處は食事と被服との供給であつて、之によつて貧しき親達と雖も其子女を學校に遣ることが出来るのである。之に對してクック一派は極力此教育制度に反對したのであつて、既に其氣勢は土地均分主義が排斥せられざる前より仄見してゐた。十二月二十九日の集會に於ける動議はスキドモアーの土地均分主義にのみ反抗する爲に起つたのであるとオーエンは解釋してゐるが、クック一派は單にそれのみならずオーエンの主義にも反抗するものであるとしてゐる。而して此兩派は何れも機關紙を有し、共に其主張の宣傳に力を竭してゐた。クック一派の據れるは日刊「イブニングジャーナル」であり、オーエン一派の機關は「デイリー・センテネル」と稱した。(Commons, pp. 245-248; Perlman, pp. 15-16; Beard, p. 42)

オーエン及び其直系の同志は運動の中心をなすのであるが、オーエンは一八二九年の選挙以前から「産業保護及國民教育促進協會」(Association for the Protection of Industry and for the Promotion of National Education)を組織してゐたのであつた。此協會は其後「公衆に對する請願」と立法部に對する請願書を採用した。後者には二千名以上に達する公民の署名があつたと言はれ、先づ十萬ドルを投じて其理想とする學校を試験的に州の中央部の何處かに設立し、各町村より人口に比例して若干の子女を收容すべきことを提案したものであつた。其外此協會は協會の目的及びニューヨークの從來の教育制度に代て州後見の下に於ける教育制度を採用することの急務なることを述べた廻章を市内の各團體に頒布した。然し是等の運動は決して多大の成功を收めたものとは言ひ難い。其一部の原因は非宗教的意見に對して痛撃を受けたロバート・デール・オーエンの名がある爲であつた。「ニューヨーク活版組合」(New York Typographical Society)と稱する親方并に職工の組織せる組合は斯の如き教育計畫は全く空想的であること、自己の組合の目的本質及び理想はオーエンの見る處と全然相容れぬものであること等を回答してゐるが、更に

オーエンとフランシス・ライトは何れも苛酷なる壓迫の下に多勢が毎日呻吟せるスコットランドより渡來して完全なる限度に於て自由を享受せる民衆の眞中に於て自ら民権平等の選手であるを稱してゐる等の攻撃を加へてゐる。斯る回答を活版組合が送るに就ては必ずしも組合員が全會一致で賛成したのではなかつた。反對者は多く解職せられることを懼れて反對の意思を示さなかつたに過ぎない。而して後日に到つて抗議書を出してゐる。此活版組合の反對に對して一方に於てペンキ工組合はオーエンの宗教上の意見には不賛成であるが其教育制度には同意したのであつた。(Commons, pp. 248-251.)

以上の如き宣傳は總て「労働政黨」によりて行れたのでなくて獨立せる團體によりて行れたと云はれてゐる。労働政黨としては州後見の教育制度が特に重要であるのではなかつた。十二月二十九日の集會の前に於て教育に關する決議が通過したが特に州後見の制度に就て述べてはゐない。機關紙「ウワーキング・マンズ・アドボケート」も單に總ての者が平等に通學し得る教育制度に好意を有すと宣言せるに過ぎず、又二十九日の集會に於ても貧富の子弟を區別なく一堂に收容する

教育制度を要求する決議を通過してゐるが別に平等の食事と平等の被服を要求してはゐない。故に労働政黨が如何なる教育制度を推奨するか是等の決議に於ては明白でない。然るにオーエンの如き熱誠なる闘士を得て學寮制度が衆人の興味を中心となり、一八二九年十二月改造後の政黨は此教育問題に就て七名の特別委員を任命したのであるが、爾來殆んど五ヶ月の間此委員會に就ては何の消息を得られなかつた。然るに間もなく「デイリー・センチネル」は子女に對する平等の食事及び被服の要求をせざる教育上の州後見制度を主張する數篇の論文を刊行した。是等の論文は大に世間の注意する處となり、各地に於ける數種の労働新聞にも轉載せられた。

各地に於ける言論及び新聞の好意ある態度にも拘らず、多數の労働者は學寮制度に好意を有しないことが間もなく明となつた。而して其主要なる攻撃は此制度の下に於ては親子が分離することを餘儀なくせらるゝことであり、また他の議論は子女の教育を自ら行はむとする者は州の教育制度を維持するに必要な租税の分擔を強制せられざるべきことであつた。然らざれば未だ十分成熟せざる

年齢に於て結婚することを奨励し、用捨なく且つ先見もなく親たる者の義務及び責任を多數に負擔せしむることゝなるであらうと主張せられる。此非難には子女一人に付き年々若干の小額の費用を親が負擔する制度とすることを以て之に應へた。然るに最も有力なる非難は舊來の政黨政治家及び労働政黨反對者より起つたもので、州後見の制度はニュー・ハーモニーに於て試られたる財産の共有を實行する計畫であるとなすことであつた。(Commons, pp. 251-253)

然るに總實行委員會には教育に關する特別委員會から漸くにして二種の報告書が提出せられた。少數報告書は州後見の制度を探り「センチネル」其他に於て既に公にせられ且つオーエンの筆に成ると言はれたる教育に關する論説の轉載又は拔萃で、多數報告書は主として之が攻撃であつた。是等二種の報告書を受けたる總實行委員會は少數報告書には一顧をも與へず、二十五票對二十票にて多數報告書に賛成した。然し乍ら多數報告書は猛烈なる反對なくして採用せられたのではない。之が反對者は即刻二十五名の行動に對して抗議し市民大會を開催すべきことを要求する抗議書を實行委員中二十九名の署名を得て公にした。然

るに翌日の「イブニングジャーナル」には多数報告書を擁護し少数報告書は秩序と會規を紊るものであると言ふ論文を同じく三十七名の署名を以て掲載し、同時に抗議書に署名した者四名から大會開催を取消す旨の證書をも公にした。之に對して抗議書の署名者は其日の中に来る二十六日午後八時より大會を開催する旨全市に貼紙を以て通告した。然るに「ジャーナル」派は同日同處に於て七時より労働者大會を開催する旨同じく貼紙を以て通告した。故に當日の夕刻には「ジャーナル」は勿論「セント・ネル」も之に對抗する爲に大會は七時に開會の旨を報じてゐる。而して愈當日定刻となるや「エーベンゼル・フォード」が議長となり二十五名を誹議する決議を通過して閉會するや二十五名組がガイオンを議長に推し會議を遣直したのであつた。然し此第二次の會議の様子は兩派共其報導に非常な相異があつて正確に知ることが出来ないが、其相互に烈しく抗争したことは十分推察することが出来る。(Commons, pp. 253-256)

斯くて兩派の間に久しく激烈なる抗争が行はれたのであるがクック派は前に述べた如く「イブニングジャーナル」、「オーエン派」は「デイリー・セント・ネル」及び「ウヰーキング・マン・ス・アドボケート」に據り、而して總實行委員も各二派に分れ、二個の獨立せる委員會が存在する有様を呈した。即ち六月初旬所謂總實行委員會が開催せられ一切「オーエン派」即ち「セント・ネル」派を除外し將來是等の委員と全然政治的關係を斷つことを宣言した。然るに之に對して「オーエン派」は間もなく各區の自警委員及び一般市民を勸請して集會を開催し二十五名組が「職工及び労働者政黨」を分裂せしめ十二月二十九日採用せる黨則及び綱領に反したるを攻撃した。而して此二派の實力の試験は第五區に於ける七月の市參事會員臨時選舉に於て行れることゝなつた。此選舉に際して「ジャーナル」派は「アンソニー・ランブ」を「セント・ネル」派は「ウィリアム・リーベンス」を候補者に立て、タマニー黨も候補者を立てたるが故に鼎立戦となり、其結果ランブが七百十七票にて當選し次點タマニー黨は六百十七票を得、而して「リーベンス」は四百四十五票を得たのみであつた。然し乍ら「セント・ネル」派の得票は分裂前に比して増加してゐるのであつて、之は恐らく同派が舊來の黨員の大部分を維持し、「ジャーナル」派は新に加入せる者を得たのであるらしい。而して州内の他の個所に於ては「農夫、職工及び労働者」は殆んど普

遍的に「ジャーナル」派に味方し「トロイ」に於ける黨の實行委員はニュー・ヨーク市の委員會に於ける多數の動議に賛成することを決議し、各地に於ける多數の新聞も又同様の方向に進むだ。僅に此間に於て「センチネル」派に加擔するものは「フィラデルフィア」の「メカニックス・フリー・プレス」「バファロー」の「ウワーキング・マンズ・ブレットイン」及び「ゼネシト」の「レバブリカン」に過ぎなかつた。尙此兩派は主義に於て重要な相異があるのみでなく個人的反感并に既成政黨との合併に關する政策の相異等によつて妥協することは到底不可能であつた。(Commons, pp. 258-260; Carlton, pp. 173-174)

農夫、職工及び労働者の團體は間もなくニュー・ヨーク州各地の小都會に於て簇出した。即ちオルバニーに於ては二月初より職工及び労働者が結黨の準備的會合をなし、四月にその成立を見、トロイに於ては之より稍後れて三月末以來同様に結黨することとなり、其他ロチェスター、ユティカ、シラキウス及び其他の小都會に於ても同様の運動が間も無く續出し、四月には具體化するに至つた。而して一八三〇年春に施行せられたる地方選舉戰の結果は労働者に非常なる刺戟

を與へサリナに於てもトロイに於ても又オルバニーに於ても彼等の指名は多大の成功を收めた。勿論其勝利の原因は既成政黨と握手せることにあるが、拘之、労働者は其醒ましき成功を謳歌したのであつた。斯くして五月末に於てはニュー・ヨーク州に於ける四市ニュー・ヨーク、オルバニー、トロイ、スケネクタデーは眞に彼等の利害に覺醒し、ロチェスター、ジネーバ、シラキウス、イサカ、オーバン、バテール、ピア、其他多數の重要町村も盛んに活動し、稍後れてプロックポート、ハートフォード、キングスプリー、ランシングボロー等も集會を開催した。而して同年秋の選舉に先ちて既成政黨より獨立せること及び自己の利益の爲に政治界に進入せることを宣言したる農夫、職工及び労働者の團體が州内各地に散在し、是等の團體が州知事及び副知事の候補者を立て獨立の州選舉戰に臨む基礎をなした。(Commons, pp. 260-263)

此形勢を看取したるニュー・ヨークの「デイリー・センチネル」は全州の大會を開催して州役員の候補者を立つべきことを一八三〇年四月に提案した。之に對して「ウワーキング・マンズ・アドボケート」は直に賛意を表した。然るに未だ何等具體

的活動に入らざる前に、四月十六日オルバニーの州廳舎に於て「農夫、職工、労働者及び其利害に對する知己」の集會が開催せられ、タマニー、デモクラット黨のエラストス・ルートを州知事の候補者に指名した。此ルートの指名は後に「ジャーナル」派の領袖の或者が中心となつて居たルート後援者大會によりて同意せられたけれども、ユティカの「メカニックス・プレス」は寧ろ早計であると言ひ、ニューヨークの「ワーカーキング・マンズ・アドボケート」は吃驚事であると評してゐる。何れにしてもオルバニーの労働者の行動は州知事及び副知事の候補者を指名する爲に全州大會を開催することの必要を痛感せしめ、「センチネル」派の實行委員は九月の第一月曜に「ロチェスター村」に於て之を開催すべきことを勸告したが、其後間もなくオルバニー及びトロイ兩市の「農夫、職工、其他の労働者の實行委員」は八月サリナに於て全州大會を開催することとし、他の都市は之を承認し、茲に大會の準備が各地に於て講せられることになつた。而してニューヨーク州の労働者が階級として參加せる此最初の全州大會はサリナの廳舎に於て八月二十五日開催せられ、ニューヨーク十三郡より七十八名の代表者が出席した。此大會に於ける最初の且つ極

て困難なる問題はニューヨーク市に於て抗争する二團體の代表者の何れに議席を與ふべきかの決定であつたが、之が爲に特別の委員を選出して評議したる結果「ジャーナル」派の代表を承認することとなり、從て「センチネル」派の者は退場して終つた。次で大會はエラストス・ルートを州知事、ナサナイエル・ピッチャーを副知事の候補者に指名して無事に閉會した。「ワーカーキング・マンズ・アドボケート」は此結果を「労働者裏切らる」との見出で報導して其非を鳴し、「メカニックス・フリー・プレス」も同様の論調を以て評した。然るにサリナの大會後正規のデモクラット黨の指名に於てルートはスロープの爲に三十票對九十三票の大差を以て破れ、一ヶ月後にルートは自ら候補者たる意思を有しなかつた旨を公にし、ピッチャーも亦身を退いた。之は選挙前二週間のことであり、再指名の時日が無かつたのでサリナの大會は候補を得ずして終ることとなつた。(ルートは嘗てニューヨーク州の副知事で且つ國會議員であり、此當時は州の立法部員であつた。又後の指名に於て彼を破つたスロープは當時の知事代理で、マーティン・バン・ビューレンがジャンスン大統領の下に於て國務卿となり州知事の職を辭した結果其地位に就いたので

あつた。然し乍ら間もなく「センティネル」派はサリナの大會の候補者を排斥してオルバニートの集會に於てエゼキール・ウィリアムスを州知事にアイザック・エス・ミスを副知事に挙げ、尙國會の候補者をも指名した。(Commons, pp. 264-267)

一八三〇年の選舉に就ては五個の黨派があり、内三個は労働者の稱を冠してゐた。然し其盡くが州并に市に於て勢力を有するのではなく、州の選舉に於ては「アンティ・メーション」黨、デモクラット黨、労働政黨の「センティネル」派及び土地均分派が抗爭し、市の選舉はに於てタマニー黨と労働政黨の三派とが抗爭するのであつた。而して「ニュー・ヨーク州及び市に於ける十一月の兩選舉は一はデモクラット黨の一派、他はタマニー黨の勝利で、結局何れもデモクラット黨の勝利に歸したのであつた。(Commons, pp. 267-268)

労働者が此結果に失望したのは勿論であるが、彼等は決して其努力を止めなかつた。「センティネル」派は十二月及び翌一八三一年の初に「主義の表明」合衆國の労働者に與ふの二篇を可決し、春の選舉には「ジャーナル」派は「アンティ・メーション」黨及び舊フェデラル黨の殘存者と結合して選舉に臨み、其候補者の中より數名の當選

者を出した。然し一八三一年秋「ジャーナル」派は所謂「ナショナル・レバプリカン」黨と完全に合併し、労働政黨としての存在を失ひ、「センティネル」派及び土地均分派は依然選舉戦に列つたが前者の候補者は同時にタマニー黨又は「ナショナル・レバプリカン」黨からも指名せられ、労働黨二派のみの候補者の得票は減少しつゝあつた。而して一八三二年秋の選舉に「センティネル」派は州知事及び副知事の候補者に前年と同一人物を挙げたが國會及び市會には候補者を挙げず、「ウワーキング・マンズ・アドボケート」は國會の候補者としては總てタマニー黨の候補者は合衆國銀行に反對なりとの理由で之を推薦し、市會に就ては何れも不良なれども比較的良好なりとするタマニー黨の候補者を挙げてゐる。之と同時に大統領問題と合衆國銀行とが重要な當面の問題であつた。「センティネル」派の労働者は「ジャクソンを大統領ジョンソンを副大統領に舉げることを希望したが、「ジャクソン」と「バン・ビューレン」が指名せられた。故に「ウワーキング・マンズ・アドボケート」は「ジャクソン」——「バン・ビューレン」に投票すべきこと及び事此處に至れるは畢竟選舉方法が不完全なるによることを黨の領袖に知らしめることを勸告した。拘之一八三四年秋に至

るや該紙は完全にタマニー黨に走り、翌年はバン・ビューレンの名を大統領候補者として掲ぐるに至つた。(Commons, pp. 268-270)

ニュー・ヨークに於ける労働者の政治運動はフィラデルフィアに於けると異りて先づ内部の轢軋により、次に外部の壓迫によりて撃破せられたのである。勿論内部及び外部の紛争はフィラデルフィアの運動にも之を認めるのであるが、それは主義の相異にあらずして職業政治家の術策によるのであつた。然るにニュー・ヨークに於ける問題は意見の相異であり、且つ其原因となつたのは急進的要求であるから、フィラデルフィアに於けるよりも一層内外から攻撃を受け易い事情の下に在つたのである。然も内部の紛争は主義の相異のみによるのではなく、職業政治家が之を自己の利益の爲に利用せんとしたことを看過することが出来ない。加之、土地均分主義及び「州後見」の問題の爲に外部の攻撃もフィラデルフィアに於けるよりも一層激烈であつたのである。尙ほ攻撃の加へられたのは單に土地均分主義に對してのみではない。邪宗門的教理も攻撃の重大なる標的であつた。労働政黨は新聞に於て又集會に於ける決議に於て宗教と無關係なるべきこ

さを明白にしやうと努めてゐる。實際労働政黨の運動の運命に對して彼等の主義が無政府主義的土地均分主義的邪宗門的であるとの一般的攻撃が非常に重大な影響を齎したことは争へぬことである。(Commons, pp. 270-274)

政治上の問題は如何なるものがあつたか。ニュー・ヨークに於て特異なるスキドモアアの土地均分の提案と教育は州後見の形式を採るべきであること云ふオーエンの要求とを別にすれば、他はフィラデルフィアに於けると全く同様である。

「州後見」の制度は政黨の多數によりて排撃を受けた。然るにニュー・ヨークに於ける労働政黨の各分派及び支部を通じて最も盛んであつた要求は何等かの種類の公教育に關するものであつた。而して第一回の分裂前に於ける他の要求は銀行制度、競賣制度の改正、職工留置權法、負債による入獄の廢止、州會其他役員選舉法の改正、教會所有地免稅の廢止等があり、一八三〇年五月第二回の分裂後に於ては少數派は「州後見」制度を要求し又宗教の自由と死刑の廢止等の要求をも附加した。

「州後見」派の機關である、ウワーカーキング・マンズ・アドボケートは一八三〇年秋、論說欄の冒頭に「平等普遍の教育、負債による投獄の廢止、總ての特許獨占の廢止、現行徴兵

制度の徹底的改正又は廢止費用を要すること少き訴訟制度、財産に對する均等課税、労働者の爲にする建造物上の留置法、小選挙區制度、宗教に關する法律の廢止を掲げ、二年後にも依然之と同様の項目を掲げ、死刑の廢止を附加せることが唯一の異なる點であつた。農夫が職工及び労働者と共に團體を構成せるニューヨーク州の他の土地に於ては大體に於てニューヨーク市の要求と同様であるが、幾分之多く相異してゐた。而して州大會の決議に採用せられたる特殊の要求は單に普遍的教育制度、負債による投獄の廢止、革命軍の兵士に對する年金の創設で、其他土地に對する直接課税等を始め徴兵制度等も論議の問題となつた。

銀行はニューヨークの労働者の誹議する處を以てすれば排他的特權を擁し銀行家は債務者に請求次第三千萬ドル又は三千五百萬ドルを支拂ふことを約束し、然も之に備ふるに唯三、四、五百萬ドルを有するに過ぎざる不逞漢である。而して現に五百ドルより一ドルに至る各種銀行の紙幣一千種に達し、銀行の倒産相繼ぐの有様である。故に労働者は初め銀行を全然禁止せむことを要求し、其後幾分鋭鋒を收め、現在の特許狀の書換繼續を拒絶し、健全にして民主的なる基礎に立つ制

度を採用し且つ小額紙幣の流通を禁止すべしと主張するに止めた。若し此制度を全廢することが出来ない場合には銀行の實際拂込たる正貨資本額以上の貸付に對して收納せる利子總額を公教育又は其他の公共事業に使用する爲に州金庫に上納せしむることゝすべしと提議してゐる。此問題に關してはニューヨーク市の二派の間に於て又はニューヨーク市と他の都市の労働者の間に於て意見の相異が餘り存在しない。

特許獨占として銀行と密接に關聯せるものに競賣がある。而して其弊害の明に發生してゐたのはニューヨーク市であつて、同地の商人及び職工は共同して一八二八年秋勇敢に攻撃した。當時の競賣者は單に外國商品を輸入するに甘んぜず親方職人の上に直接支配の手を及ぼしてゐた如くである。労働者は一八二九年十月競賣制度反對の決議をなしたが十二月の集會に於て競賣者と銀行とが密接なる關係を有し、外國商品大凡二千萬ドル及び内國商品大凡一千万ドルが競賣に付せられ然も此競賣は銀行の重役なる六七名が支配する處である。彼等は偉大なる金力によつてニューヨーク市中の大部分の商業を征服するのみならず關

税として支拂ひたる未決済の證書は年額平均一千五百萬ドルに達する。此額だけ労働者は其ポケットから搾取られてゐるのである。故に労働者は斯業に重税を課し、特許期限を短縮し、結局に於て何人も自由に之を行ひ得るやうにする改善案を提起してゐる。

次に重要な要求は職工留置法に關するものである。之は建物の建設完成又は修繕の爲に、勞務又は材料を提供したる各個人に擔保を與へる留置權に關する法令の要求であつて、ニューヨーク、オルバニー、トロイ、ユタ、イカ其他各地に於て其聲を聽くことが出來、一八三〇年デモクラット黨からニューヨーク州立法議會に同法案が提出せられ通過したが、之は未だ十分に労働者の眞の要求に合致しないものであつた。全州に亘る其他の要求は負債による投獄を廢止する立法に關するもの、訴訟の手續等に關する立法の改正等があり、外に特定地方に於てのみ問題となつたものも亦數項に亘つてゐる。(Commons, pp. 274-282)

以上各種の問題に就ては夫々熱心に要求せられ、力説せられたのは勿論であるが、平等公民權に關する運動の焦點は無料公立學校制度の要求であつた。新に政黨が組織せられたる時は何れの地たるを問はず殆んど例外なく教育機關の改善が第一に要求せられた。自由擁護の爲にも又選舉權行使の爲にも此教育制度の改善が重要事項である。勿論如何なる制度を探るべきかは議論のある處で、ニューヨークに於ては初等晝間學校の制度の擴張が叫ばれ、又職業上の訓練をなす産業教育もロバート・デール・オーエン、フランシス・ライト等によりて此時初めて起されたのであつた。(Commons, pp. 282-284)

### 二、政治運動の傳播

フィラデルフィア及びニューヨークに於ける政治運動は急速に他の諸都市并に他の諸州に傳播し「労働政黨」は間もなく大西洋沿岸及びミズリ河の西部に至るアメリカ全土に知れ渡つた。而して其運動の旗幟は普遍的教育及び平等選舉權の二大項目であつて、其勢力は一七七六年の革命に次ぐ大變動の兆候を示すものであると書いた新聞もある。實際に於て労働者が全國的運動をも計畫せるものゝ如くであり、労働新聞は全國の生産階級が團結するであらう、而して之によりて久しく無殘に拒否せられたる教育の普遍且つ民主的的制度——其上に吾國の幸

福及び自由の存否に係る——が確立せらるゝであらうと言ひ、又嘗て労働政黨は大統領及び副大統領の候補者を指名すべしとの議論が「ウワージング・マン・ス・アドボケート」に掲げられたこともある。一八二九年より三二年に至る間に労働政黨の主義に賛成せる新聞は十五州五十種を以て算せられる。是等諸州が盡く實際に於て獨立せる労働政黨を組織したのではないが、然も其多くは之を組織したやうであり、其内にはペンシルベニア州及びニューヨーク州に加ふるに總てのニューヨーク州、デラウェア州、ニュージャージー州、デラウェア州及びオハイオ州が列擧せられる。ニュージャージー州に於てはニューヨーク及びトレントンの兩町に於て町役員の選挙に方りて労働政黨としての對策を講じ或は候補者を擧げて勝利を占めた。フィラデルフィア、ニューヨーク及びニュージャージー以外に於て最も有力な運動の行れたのはデラウェア州で、ウィルミントンの労働者はフィラデルフィアの團結に刺戟せられて一八二九年八月の頃、即ちニューヨーク市の労働政黨の組織に先つこと六週間前に結黨し「ニュー・キャッスル郡労働者協會」(Association of Working People of New Castle County)は貧民は法律を有しない、法律は富者に

より富者の爲に作られたのである、之が匡正は労働者の團結によりてのみ可能である、労働者は選挙権を行使するに方りて彼等の利益の維持を誓はざる者に投票せざることを希望するとの陳述を公にしてゐる。而して労働者に好意を有すること恰もニューヨークの「フリー・エンクローヤラー」に似た「デラウェア・フリー・プレス」が一八三〇年春創刊せられ、前述の「ニュー・キャッスル郡労働者協會」は州内の他の地に於ける同僚労働者の後援を得むが爲に主義の宣言をなし、一八三〇年秋の選挙には各種の候補者を指名し上院議員一名、代議員二名、稅務委員一名の當選者を得た。勿論労働者の指名したる者と雖労働者の團體に屬する者は極めて稀であるが、是等の人々と雖労働者の利害を尊重することは總ての者の知る處である、従つて猶ほ労働者の勝利と稱することが出來ると「デラウェア・フリー・プレス」は主張してゐる。然し乍ら此獨立せる政治運動は久しからずして衰滅して終つた。フィラデルフィア及びニューヨークに於けると同じく各種の原因が茲に到らしめたのであるが、就中最大の原因は宗教上の異端者とせられたことで、彼等はライトの一派であると言はれたのみならず一夫多妻主義者であるとの汚名をも被せ

られたのであつた。(Commons, pp. 287-290)

ニューイングランドに於ては、一八三〇年此運動が開始せられ翌年農夫、職工及び労働者の最初の政治運動は終結したのであつた。該運動は先づカネクチカット州に發端しマサチウセツ州及びメイン州に波及し、又幾分の政治運動はロードアイランド州にも發生した。カネクチカット州ニューロンドンに於ては職工の三候補者が大多数を以て立法部に舉げられ、バーモント州のウッドストックに於ては一八三〇年七月以來労働政黨を組織する計畫があつたが、遂に實現し、労働新聞も發刊せられた。バーリントン及びミッドレルブリー并にカレイに於ても亦同様の運動が發生したのである。バーモント州に於ては「ナショナル」「アンティ・メーソン」「ジャクソン」の三黨が存在したが何れも大なる勢力を有せず、労働政黨は知事、副知事其他の選舉に方りて尠く共仲裁者たるに至ることを期したのであつた。マサチウセツ州に於て最初に此運動の起つたのはプリマウスで一八三〇年四月以來多くの集會を開催し州立法部へ五名の代表を遣す決議をなした。ボストンに於ては七月此運動が開始せられ八月には非常に盛大な集會に於てウッ

ドストックの議事を朗讀し滿場一致の承認を得、其後「ボストン労働者」なる名稱の團體を組織するに至つた。此外マサチウセツ州に於ては町村又は郡の大會が一八三〇年及び一八三一年に互り數個所に於て開催せられた。

ニューイングランド全體を通じて經濟上及び政治上の平等を缺如することが不平の主要なる原因であつた。蓋し此運動は當初商工業の發達によりて生産階級が就かざるを得ない地位に對する反抗であつた。富裕なる者、教養を要する職務に在る者、就中辯護士は農民、職工及び労働者の壓迫者であるらしい。例之、バーモント州ウッドストックの労働者は國富の眞の生産者が徐々に貧窮となり、富の生産者に非ずして之が消費者は益々富裕となりつゝあると主張し、マサチウセツ州デッドダムに於ける労働組合の一の目的は富の生産者間に於て個人及び共同の労働の結果たる快適享樂の割合を一層平等ならしむる分配方法を提起するに在ると言はれてゐる。又ニューイングランドの労働者は労働階級を低劣ならしむる總ての計畫は自由なる政治上法律上の機關の存立を標的とする攻撃であると看做してゐる。ニューイングランドの労働者が遭遇した困難もフィラデルフィア

及びニューヨークの労働者のそれと實質に於て多く異なる處が無い。彼等は自然信教者であり邪宗徒を以て目せられ、又土地均分主義者、水平運動者であると非難せられたのである。而して早くも一八三〇年開始せられたる大統領選挙戦は一抹の陰影を投じた。ノーザンプトンに於ける労働者の集會に於てはジャクソン黨が最も活動したのであつたが、ニュー・ハンブシャー州の一ジャクソン黨の新聞は労働政黨を大山師であると攻撃した。單に此地のみならず労働政黨とジャクソン黨との關係は各地方によりて種々紛糾錯雜してゐたのである。(Commons, pp. 290-294)

各州各地に於て産業發達の程度を異にし且つ相互間の交通及び協同が困難であつたにも拘らず、労働政黨の政綱は何れも殆んど符合し同一の公共問題に關してゐる。土地均分の問題及び教育制度上の「州後見」の問題を別とすれば關税の問題が唯一の意見一致せざりし問題である。例之、ワシントン市又はオハイオ州カントンの労働團體は自國製品を保護すべきことを望むだが然し多數の労働政黨は保護政策に反對し、外國との競争激甚にして保護なくしてはヨーロッパの勞

者と同じ地位に墮ちんとするに方りてもニュー・イングランドの労働者は「メカニカル・フリー・プレス」が關税の保護する製造工業家が最も労働者の賃銀を低減せしむる傾向ありとしたる推論に賛成して居た。此疑問の例外を別としてはニュー・ジャージー州、デラウェア州及びニュー・イングランドに於ても又西部及び南部の諸都市に於てもフィラデルフィア及びニューヨーク兩市の労働者の採りたると同じ政綱を採つた。インディアナ州、南カロライナ州、オハイオ州等に於て何れも殆んど異口同音に普遍的平等教育制度を要求する聲を聞いた。一八三〇年フィラデルフィアに於ける労働者の七月四日の祝賀會の席でアメリカ全土の労働新聞は枝葉の點に於て不同があるが其根本の目的を等しくするとの祝詞があつた。ニュー・アークの労働者は負債による投獄、徴兵制度、獨占を廢止し課税を平等公正にせむことを要求した。又デラウェア州の要求も亦フィラデルフィア及びニューヨーク兩市の労働者の要求と極めて相似し、公立教育の外、負債による投獄の廢止、職工留置權、富籤の廢止、法律及び訴訟手續の簡省、小選挙區制度の樹立等があつた。アメリカに於て始めて婦人に選挙權を擴張すべしとの主張をなしたの

もデラウェア州の労働者であつて、一八三一年「ニュー・キャッスル郡労働協會」の州憲法改正に關する報告書に現れてゐる。(Commons, pp. 294-298)

ニューイングランドに於ても一八三〇年及び三一年に於ける労働政黨の賛成せる特殊の政綱は實質上他の諸州に於けると同様で、ボストンに於ては公立學校の組織、獨占及び負債による投獄の廢止の外徴兵制度の改善、宗教と政治の完全なる分立、法律及び訴訟手續の簡省低廉等を要求した。ニューイングランドの其他の地に於ても同様の要求が提起せられた。即ちマサチウセッツ州のデグダム、ドルチェスター、ノーザンプトン、カネクチカット州のライム、バーモント州のウッドストック、カレイ、等に於て之を見たのであつた。一八三一年春バーモント州ウッドストックの「ウワーキングマンズ・ガゼット」に掲げられた「労働者の政策」は「フィラデルフィアの「メカニックス・フリー・プレス」や「ニュー・ヨークの「アドボケート」に報せられたるものと殆んど同一であつた。而してニューイングランドには既に公立學校制度が存在したにも拘らず労働者の團結を見るや教育問題が第一の重要な要求として擧げられたのであつた。デラウェア州の労働者の主張によれば統治權が人

民に存する處に於ては普遍的教育制度は絶対に必要である、然も非生産階級は高等の教育を受ける便宜を有し立法部の任に就くに適すれども生産階級は斯る便宜を有しない。而して其原因は教育費用の割當の良しきを得ない爲である。斯の如くして教育制度に對する要求がニューイングランドに於ても意見一致して提起せられたのである。「州後見の問題と技術教育の問題に關する討議も亦デラウェア州、カネクチカット州及びバーモント州等に於て見出されるのである。(Commons, pp. 298-361)

然し乍ら當時に於けるニューイングランドの最も重要な労働運動は是等の各地に突發的に出現し且つ散在せる政治團體によつて實行せられたのではなく「ニューイングランド農夫、職工及び其他の労働者協會」New England Association of Farmers, Mechanics, and other Working Men)によつて爲されたのである。此團體は一八三一年十二月ロードアイランド州プロビデンスに於て代表者の會合せるに始まり、一八三四年十月マサチウセッツ州ノーザンプトンに於て亡びたる半經濟的、半政治的、新しき形式の労働者の團結であつた。而して當初は十時間労働を要求す

るに在つたが、直接行動によりて労働時間の短縮が到底實現せられ難きを見て、綱領を修正し政治上の問題をも其中に加ふるに至り、斯くしてマサチウセツ州に於ては州の政治に労働者が活動することゝなつたのであるが「ニュー・イングランド協會」自身は「ニュー・イングランド諸州の立法部に提出する請願書の作成に其主要なる活動を限定したのである。

前述の如く「ニュー・イングランド協會」はフィラデルフィア及び「ニュー・ヨーク」の労働政黨と同様に労働時間短縮の要求から生れたのである。既に「ニュー・ヨーク」及び「フィラデルフィア」の一部に於て十時間労働が行れてゐた時に於ても、「ニュー・イングランド」に於ては職工、労働者、工場の労働者は依然、日出より日没まで「労働してゐたのであつた。既に一八二五年ボストンに於ては大工が十時間労働の爲にストライキをなしたが失敗に終つたことがある(此ストライキに就ては拙稿「アメリカに於ける初期の労働組合と労働争議」本誌第二十卷第十二號所載を参照せられむことを望む)。次で一八三〇年建築工及び石工が再び之を企てたが又復不成功に終つた。是等の失敗ありしにも拘らずボストンのみならず「ニュー・イングラン

ド」全體に十時間労働運動が益々盛となり、一八三一年十一月ロード・アイランド州「プロビデンス」の職工及び機械工は翌三二年三月二十日以後十時間以上労働せざることを決議し、一ヶ月後更に各地の代表が同所に會合して二月ボストンに於て大會を開催することを決定した。之が「ニュー・イングランド協會」の最初の會合であるが、此處で決議した十時間労働は熟練工も同意し一般の承認するところであつた。労働時間の問題は即ち閑暇の有無の問題であるが之と密接な關係を有するのは有用なる労働の評價の低きことである。財産を有し閑暇を有する者又は自己の知識に依て生活する者は團結して自己の比較重要性を増加する一方に於て、日常の労働に齟齬たる者は相互の利益を伸張する爲に團結し又は他に對して自己を防衛することが出來ず、常に社會の下層に沈淪し他の願使に甘じなくてはならぬ。是程失意せしむるものはないと労働者は主張する。

此「ニュー・イングランド協會」は明にあらゆる生産階級、即ち農夫のみならず職工、労働者及び工場労働者をも彼等の地位を改善する爲に團結せしめんとした。小なる傭主も亦生産者中に數へられ協會の保護を受ける権利を認められたのであ

る。而して農民には一般労働階級の諸状態を改善する爲に後援せんことを希望し尙ほ農民と各種の職工及び労働者とは不可分の利害關係に在り、總て生産階級の利益は社會に於ける各他の階級の正當なる要求に一致するものであり、子孫の幸福に重大なるものである。然も是等の根本的利益の安全と殷盛とを保障する立法制度は存しないと云つてゐる。他の地に於ける労働政黨は農民、職工及び労働者の三階級を加入せしめることが屢であるが「ニュー・イングランド協會」は更に工場労働者を第四の階級として附加してゐる。ニュー・イングランドは既に製造工業が隆昌に赴き、ニュー・ヨーク「タイムス」の云ふ處によればマサチウセツ州は全土に傳播せる巨大なる法人會社の壓迫の下に沈淪しつつあるものであり、従つて工場労働者は獨立せる一階級として承認せられる。事實に於て工場労働は熟練作業と普通の労働者の不熟練作業の中間に位するものである。工場労働者の間には未だ外國に見るが如き極端なる貧窮は發生しないが既に其兆候は之を見るのであつて、彼等が「ニュー・イングランド協會」に参加せざるは却て其無氣力なる證左ではあるまいかと一代表は言つた。(Commons, pp. 302-306)

倍で「ニュー・イングランド協會」の成立せる當時に於ける労働時間其他に關する状態は以上の如くであるが、協會の大會及び産業上の活動は如何であつたか。

一八三一年十二月ロード・アイランド州プロビデンスに開催せられたる第一回の大會に就ては協會の本則と工場地方に於ける少年工の教育及び教育并に徳性に關する二委員會の報告が残存するのみで詳細は判明しないが、大會の目的は労働階級の努力を集中する手段を講じ労働時間を短縮し、教育を促進し、アメリカ自由民としての權利を保持するに在つた。次に此協會は尠く共一部に就ては「労働騎士團」(Knights of Labour)の如くではないが大産業組合たらんとして居り、十時間労働を決議したる代表者は言及しなかつたがストライキをも敢て辭しないもので、各組合員は一年五十五セントを支拂ふべしと云ふ戦時金庫の規定が設けられ、又組合員は實質上農民に非ざる者の外一時間に付き一日の賃銀の十分の一の割合を以て割増賃銀を受くるに非ざれば一日十時間以上労働せざる事を本則に規定してゐる。第二回の大會は一八三二年九月ボストンに於て開催せられ、ニュー・イングランド五州——カネクチカット、ロード・アイランド、ニュー・ハンプシャー、メイン、

マサチウセツツ——から代表者が派遣せられた。此大會に於ては其主たる問題が十時間労働より政治問題に移つた。十時間労働に就ては既に之を施行せる處にありては熱心に之を繼續することを勸告し、且つ手工産業の各部に廣く施行せらるゝことを勸告するの決議を見たに過ぎなかつた。遮莫、何故に斯くの如く論題の中心が移り行つたか。それはポストンの造船大工が十時間労働の確立に失敗したことに原因するのである。當時造船業はニューイングランドに於ける織維工業に次ぐ重要工業であるが未だ手工を主とし所謂商人資本家時代を脱する事が出来ず、此事業に關係せる商人船舶業者が材料を提供し労働に就ては親方労働者と契約する有様であつた。然るに、ニュー・イングランド協會に於ける討論の結果に基き造船大工のみならず家大工、石工、ペンキ工、スレート工、製帆工が合議の上十時間労働の要求を發するや是等に關係ある工業の親方は直に此要求を拒絶し或は事業を繼續する爲に市内の職工を出来るだけ狩集める等の手段を採つた。其後の事情は他の工業に於ては不詳であるがポストン及びチャールズタウンの造船大工は遂に親方にロックアウトを惹起さしめるに至つたのであつた。而して一

八二五年のポストンの家屋建築工の場合と同じく商人及び船主がストライキを歴服する先達となり、五月十五日組合に屬する職工を使傭せず、又是等の者を使傭する親方職工には仕事を與へざることを決議し且つ商人は此決議を有效ならしむる爲に二萬ドルの懸金をなした。而して其一週間後親方造船工組合は其傭主たる前述商人資本家の決議を支持することを決議した。之に對して職工は直に商人資本家に對して辯明と抗議とを提出したが、結局十時間労働の要求は失敗に終つたのである。

第三回の大會は一八三三年十月ポストンに開催せられマサチウセツツ州、メイン州、ロード・アイランド州、カネクチカット州の四州から代表者が出席した。而して教育、負債による投獄、工場に於ける少年工の状態、女工の地位に關する調査委員會が任命せられ、少年工及び女工の保護に關して各州夫々の立法部に提出する請願書を準備すべきことを決議し、次にカネクチカット州トムソンビルに在る、トムソンビル敷物製造會社の職工の投獄事件の調査をなす爲に委員會を組織すべしとの助議が熱心なる討論を惹起した。此事件は同會社が機織工の賃銀増給

を拒絶したる爲に職工がストライキをなしたるにより會社は其首謀者に對して損害賠償請求の訴訟を提起したのであつて、アメリカに於ける此種の訴訟事件の嚆矢であつた。調査委員の報告には同會社の職工の待遇は放埒にして壓迫的であり、且つ一工場の規則を強制する爲に労働者の同意を得ずして普通の監獄を利用するは人権蹂躪であると述べてゐる。次に農民、職工及び労働者は各都市夫々組合を組織し聯絡委員を置き相互に聯絡提携しニュー・イングランド全土に亘る諸業労働組合 (Trades Union) を組織しようとの決議が行れ、又ベンシルベニア州のジョン・ファールルの提出せる全國的組合組織の問題が決議の形式を以て出現した。之は中部諸州の労働者に大會出席を勸請するのであつて、全國大會の目的は明白ではないが政治問題に就て活動する爲であつたらしい。第四回即ち最後の大會は一八三四年九月マサチューセツ州ノーザンプトンに於て開催せられたが其後間もなく同所に於て開催せられた政治大會の爲に壓倒せられた形であつた。(ジョン・ファールルはフィラデルフィアに於ける労働組合運動の最も傑出したる指導者の一人であつた) (Commons, pp. 306-315)

「ニュー・イングランド協會」の大會の経過は以上の如くであるが次に實際政治界に於ける活動は如何であつたか。之に就ては一八二三年及び三四年に於けるマサチューセツ州の選挙戦の経過を述べることゝしよう。一八三三年に於けるマサチューセツ州知事の選挙に於て従來ジャクソン派デモクラット黨に屬してゐたサムエル・シイ・アランが生産階級の利益が政治の指針でなくてはならぬとの手紙を公にし其後間もなくチャールズタウンより推されて州知事の候補者となつたが、競争者デービスに比較すれば非常な大差を以て落選した。次にローウェルに於ける労働政黨は他の政黨の爲すところに何等顧慮せず下院議員の候補者として十二名を指名したるも、其中重ねて他の既成黨派より指名せられたる者は盡く當選したるに反し、純然たる労働政黨の候補者は僅に百二、三十の投票を得たのみであつた。一八三四年には前回州知事の候補に立ちたるサムエル・シイ・アランを再び州知事、ニュー・イングランド協會の前會長を副知事の候補者に指名した。然し此大會に出席した代表者の人数は僅に十四名に過ぎず、投票の結果も殆んど言ふに足りないものであつた。マサチューセツ州に於ける政治運動に於ては労働

政黨は數に於て微弱なるのみならず其候補者も又多くデモクラット黨から擧げられた。アラン及びボストンの労働者が國會議員の候補者に指名したるウイリアム・フォスターも共にデモクラット黨員であつた。(Commons, pp. 315-318)

マサチウセッツ州及び其他のニュー・イングランド諸州に於ける政治運動に於て問題となつた政治上及び經濟上の要求は如何なるものであるか。「ニュー・イングランド協會は當初經濟團體であつたが後に政治團體として活動することゝなり、従つて其勸むる處は職工留置權、徵兵制度の改革、立法の簡截、選舉權の擴張、借地法の改正、租税制度の改正、銀行及び其他の獨占制度の改正、負債による投獄の廢止、労働に對する保護、就中女工及び少年工に對する工場法の制定、特に工場地方の少年の教育を規定する善良なる教育制度の樹立及び労働時間の短縮等を主張してゐる。純粹の政治上の要求は第二回大會迄現れなかつたのであるが上述の諸問題の中工場地方に於ける少年工の教育は始終最も重要な地位を占め、次に職工留置權、徵兵制度の改革等は餘り重要視しなかつたのであるが労働者の財産を保護し或は負擔を軽減する爲に第二回の大會に於て考慮せられ、又フィラデルフィア

及びニュー・ヨークでは問題とならなかつた選舉權擴張は制限選舉がロード・アイランド州に残存してゐたから必要の項目となつたのである。租税制度に就てはアメリカに於ける最初の少年労働反對論者で且つ自ら言ふ處によれば多年棉工場に生活し彼等の間に在りて労働し、巡視したるセイス・ルーターが工場制度に關する述作を以てニュー・イングランドを刺戟し、又既にイギリスに實見せるが如き弊害の發生を防禦するは獨り自由貿易によりて可能であるのみとの議論を以て刺戟した。セイス・ルーターの「ニュー・イングランドの労働者に對する演説」(Address to the Working Men of New England on the State of Education, and on the Condition of the Producing Classes in Europe and America, with Particular Reference to the Effect of Manufacturing (as now conducted) on the Health and Happiness of the Poor, and on the Safety of our Republic) はマサチウセッツ、メイン、ニュー・ハンプシャー諸州の各地に於て行れた當時の労働運動、就中「ニュー・イングランド協會」に影響を及ぼすこと頗る多大であつた。

次に「ニュー・イングランド協會」は其重要な要求の一として工場法の新問題を擧げて居る。外觀頗る公正の狀を呈する工場の業務中に最も警戒すべき弊害が

潜むのである。製造品の低廉及び入手の安易なることを以て青年の健康及び徳性の壊敗の代償とすることは出来ない。工場制度は其本質上多数の者を一個所に集め少数の傭主に依頼せしめ自由の唯一の保障である獨立の精神を永久に壊滅せしめるが故に、アメリカの諸制度の精神と相容れぬものであると述べてゐる。工場に於ける女工及び少年工の状態は特に注意の焦點となつたもので、ニュー・イングランド協會は一八三二年の大會に於て少年工は朝から晩迄工場に於て健康の増進と精神教化の時間も與へられず労働することを許さるべきでない、夫は少年自身の幸福と健康とを危殆に陥るゝのみならず國家に對しては次の時代に於て公民及び自由民の特權を享有し義務を遂行するに適せざる國民を作ることになるとの決議をなしてゐる。其後のマサチウセツ州の政治運動に於ても少年労働は問題となつたのである。労働政黨に於けると同じく教育制度の改善は「ニュー・イングランド協會」に於ても第一の最重要なる政治問題であつた。然し乍ら協會に於ては其主張の重心を少年工の教育に置いた事が前者と異なる點である。教育の欠欠は職工及び労働者の地位を低劣ならしむる重大且つ根本の原因であ

ると第一回の大會に於て主張せられた。勿論莫大なる資金が教育に費された、然し乍ら其支出は一般公民の爲ではなかつたのである。次に「ニュー・イングランド協會」の教育に關する委員會は所謂「共和教育」即ち各州の費用を以て維持し何人に對しても無料なる労働學校に賛成することを述べ、又初等教育の外に共和政治の眞の原則に就ても教授することの必要をも説き、而して工場労働に従事する少年及び青年に對する教育を充實せしむべき決議をなし、委員は新教育制度の確立の容易の業に非ざることを述懐してゐる。(Commons, pp. 320-324)

教育が主要なる政治上の要求であつたと同様に閑暇は主要なる産業上の要求であつた。「ニュー・イングランド協會」は當初直接行動によりて十時間労働を實現しやうとしたが第一回の大會は各州の立法部に請願書を提出することを勧告した。而して「ニュー・ヘブンの代表は一八三三年の大會に於て労働時間を規定する法律は労働者に健康の保持及び精神の修養をなす閑暇を與へ傭主をも又利益するものであることを主張してゐる。労働時間短縮の要求は主として長時間の労働による肉體上の困難と自身の修養向上の爲に閑暇を希望することにある。然

るに之に對する反對論は一八三二年ボストンの造船工が十時間労働を要求せるストライキ當時の言説の内によき事例を見出すのである。之によれば労働者が朝夕に閑暇を有すれば怠惰安逸に耽るは個人にとりても社會にとりても一大損失であると主張してゐる。然しセース・ルーターの見る處に従へば十時間労働に對する反對の眞因は、ニュー・イングランドの工場主が工場労働者の間に斯る要求の傳播浸潤するを惧れたことに在ると云ふ。ニュー・イングランドがアメリカに於ける繊維工業地方であることに想到し、又工場主の勢力の強大なりしに想到すれば、ルーターの説も又首肯し得られる處である。(Commons, pp. 324-325)

### 三、政治運動の結果

アメリカに於ける労働政黨は何れも次の諸原因の何れかによつて失敗に終つた。即ち産業沈衰より繁榮に推移すること、之によりて労働者は政治より労働組合運動に展開する、目的の合致せざるが爲に内部の轢軋を生ずると。既成政黨の職業政治家の爲に惹起される内部の轢軋、職業政治家は新政黨を自己の勢力の下に置かんが爲に若くは其一大勢力とならざる以前に破壊せんが爲に労働政黨

に潜入するのである。是等の諸原因によりてアメリカに於ける公民の物質上の利益を確保せんとする労働階級の最初の努力は破壊せられたのである。然し労働政黨の短命なる活動も其効果が全然皆無であつたのではない。其破壊せられたる後に於て労働政黨の效果に歸すべき、或は尠く共其努力に一部分の功を讓るべき事績がある。其第一に擧ぐべきは公立學校制度である。公立學校即ち租税によりて經費の支辨せらるゝ學校は人道主義的指導者によりて起されたるに非ずして賃銀労働階級から起つたのである。例之、ペンシルベニア州に於ては斯る公立學校制度の樹立に就て次の二個の重要な事實が認められる。第一に立法部は公立學校を設立すと云ふ直接の訓諭にも拘らず、又數代の州知事が勸告せるにも拘らず、公立學校法は労働政黨の崩壊せる後然も労働者が依然重要な政治分子であつた一八三四年迄通過しなかつた。第二に労働政黨が主唱するに至る迄公共學校は單に個人にて教育をなし得ざる貧者の子女を收容する所謂慈善學校の意に用ひられたのであるが、労働政黨の委員は斯る字義を排し貧富兩者の子女を相共に教育する學校たらしめたことである。ニュー・ヨーク市に於ては一八四二

年迄又ニューヨーク州に於ては一八四九年迄公立學校制度は設立せられなかつた。而して其設立に労働政黨の長き努力の貢献せることは勿論である。又州後見の制度に對しては極力反對が行れたけれども、産業教育又は正確に言へば職業教育の觀念は労働階級の政治運動から始めて生じたものであるが、急速に各地に傳播し、現に多くの手工労働學校が各地に設立せられ、農業及び工藝を教授し、又ペンシルベニア州の立法部には十六歳乃至二十一歳の學生に農業、工業、智育、德育を授くる「州立手工労働學院」(State Manual Labour Academy)を設立する爲の法案が提出せられた。然し乍ら多くの手工労働學校は學生が教育を受くる旁ら生活費用を得る方法を有する學校を意味し、労働者の言ふが如き特殊の農工學校の必要は比較的近代迄充足せられなかつたのである。(Commons, pp. 327-328)

負債による投獄の廢止はニューヨークのトーマス・ヘルテル及び「ポスト」監獄使徒協會の會員等の改革家の大團體によりて主張せられてゐたのであるが、労働政黨の後援によりて其時期を早めたことは明白である。次に職工留置權の問題も負債による投獄と同じく既に其實行の機が熟してゐたのであるが、労働政黨が

此問題を論議する迄は主として獨立せる親方の爲にするものであつた。然しニューヨーク州の労働政黨は獨立せる親方及び職工の兩者に適用することに擴張したのである。勿論此法律は不十分なものであつたが、若し労働政黨の活動が無かつたならば此程度の保護も得られなかつたこと、信せられる。次に同じく労働者の政治運動は徴兵制度の改革をも促進した。一八三〇年デラウェア州の如きは之を徹廢した。然しニューヨーク州に於ては一八三〇年以來數年に亘る努力の結果も空しく久しき間労働者は抗議を重ねたのであつた。銀行制度の缺陷に就ては一八三〇年紙幣及び銀行制度は一般に勤勉なる階級を壓迫し國民の自由を危くするとの決議を國會に提出し、又ペンシルベニア州等に於て或種の小額紙幣の流通を停止したるは労働者に明に二割の利得を齎したと言はれる。而して最後に工場法及び労働時間に關する法律上の制限に就ては、労働政黨及び「ニューヨーク・イングラント協會」が開拓事業をなしたのであつて、マサチューセツ州に於ては一八二五年以來少年労働と通學との關係の調査をなしたるがことあり、後一八三六年少年労働法の通過となり、ペンシルベニア州に於ては恐らく「メカニックス・フリ

「ハレックス」が注意を喚起せるにより、一八三二年以來少年労働の弊害に就て立法上の研究が行れたのであつた。(Commons, pp. 328-331)

要之労働政黨は候補者を當選せしむるに就ては殆んど見るべき成功を収めなかつたが、各種の問題に就て世間の注意を惹起し各種の弊害を伴ふ制度を改廢し、新に施設を講ずるに就ては貢献せる處が尠く無いのである。即ち慈善的色彩を有せざる公立學校が全國に設立せられたること、法人會社及び獨占を保障する特殊法に代ふるに一般的社會法を以てせること、通貨を健全なる基礎に立直したること、留置權法の通過せること、富籤制度、負債による投獄、強制徵兵制度の廢止、之である。労働組合は其設立自體が騷擾なりとせる舊法律から解放せられ、監獄の労働、國家、州及び地方自治體の労働時間も規律せられ、少年工及び女工の労働には種々の保護が加へられた。是等の問題は現在に於ても總てが完全に解決せられたと言ふのではないが、當時の労働者の要求が現在の根本權利となつてゐるのである。簡約すれば労働政黨は現在に於ては保守的の者と雖承認する諸政策を促進せしめたる顯著なる因子であつたと言ふことが出来る。(Commons, pp. 331-332; Perlman, p. 18; Beard, pp. 44-45) (完) (昭和二年八月十七日稿)

### リカアドオ原論の本文

小 泉 信 三

エドキン・キアナンは國富論を校訂出版するに當り、底本としてアダム・スミス生前の最終版たる第五版に據り、而して此版の本文を第一版のと比較して、兩者の一致せざる場合には中間諸版を通じて變史の跡を尋ね、其對校の結果を擧げて脚註に掲げ、以て讀者をして國富論發達の歴史を知らしめようとした。私もリカアドオの原論を翻譯刊行せんとするに當り、キアナンの前例に倣つて、リカアドオ生前の最終版たる第三版(一八二二年發行)に據り、其本文と第一第二兩版(一八一七年及び一八一九年)のとの差違をば、脚註若しくは本文並記の方法に由て讀者に示さんと欲して、原三版の本文を逐字比較することを試みた。左に掲げる所のものは此の對校の結果である。但しリカアドオ原論の異版を比較することは、既に學者に依て試みられたことがある。言ふ迄もなく、W. J. Ashley の校訂出版に係る Economic Classics 中の一卷 The First Six Chapters of the Principles etc. of David Ricardo. がそれである。併し乍ら、標題にも見えてゐる通り、アッシュレー版は價值論から利潤論に至る「原論」巻首の六章に限られてゐて、爾余の二十六章を收めず、且つ本文の比較は底本たる第一版を第三版と比較するに止めてゐるから、第一版と第二版、従つて第二版と第三版との